

運賃改定について

1. 改定の背景

小山市コミュニティバス「おーバス」は、平成22年（2010年）10月より現在の運賃体系（定期券は除く）となり、デマンドバスの再編、渡良瀬ラインやハーヴェストウォーク線の新規路線拡充などを経て運行してまいりました。令和6年度には利用者数が年間130万人を突破し、「2040年おーバス年間利用者数210万人」を目指しているところです。

昨今の燃料費、物価高騰による経費の増加、運転士の高齢化・担い手不足など、今後も厳しい状況の中、安全で安定した輸送を継続していくためには、自動運転やAIなどの先進技術の導入、老朽化車両の入れ替えなどが必要となり、適正な運賃設定が不可欠です。

(単位:千円)

	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R2・R6比較	
						増加額	増加率
運行経費	300,686	333,877	352,292	376,044	424,928	124,242	41.3%
運行収入	123,938	129,717	143,790	163,981	181,324	57,386	46.3%
運行補助	192,851	204,266	209,869	215,838	247,517	54,666	28.3%
年間利用者数 (単位:人)	737,032	837,269	1,008,697	1,178,927	1,301,950	564,918	76.6%

2. 審議事項

おーバス全線（デマンドバスを含む）の運賃および料金体系を以下の通り変更いたしたく、審議を諮るものです。

(1)基本運賃

【現行】

区分	中学生以上 65 歳未満	小学生・65 歳以上・障がい者
運賃 (路線バス)	200 円	100 円
運賃 (デマンドバス)	300 円	200 円

【改正】

区分	中学生以上 65 歳未満	65 歳以上	小学生・障がい者
運賃(均一)	300 円	200 円	100 円

変更点

- ・全線(路線バスおよびデマンドバス)均一とする
- ・金額の変更
- ・運賃区分を細分化

(2)全線共通定期券「noroca」（スマホ de noroca を含む）※通常定期券は除く

	中学生以上・65歳未満		通学／65歳以上(一般の2割引)		小学生・障がい者	
	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
1か月	4,200	5,000	3,600	4,000	2,100	2,500
元が取れる日数 (回数)	10.5日 (21回)	9日 (17回)約5割引	9日 (18回)	7日／10日 (14回)／(20回)	10.5日 (21回)	12.5日 (25回)
3か月	12,000	14,000	10,000	11,200	6,000	7,000
元が取れる日数 (回数)	30日 (60回)	24日 (47回)約5割引	25日 (50回)	19日／28日 (38回)／(56回)	30日 (60回)	35日 (70回)
6か月	15,000	17,500	13,000	14,000	7,500	8,800
元が取れる日数 (回数)	37.5日 (75回)	30日 (59回)約7割引	32.5日 (65回)	24日／35日 (47回)／(70回)	37.5日 (75回)	44日 (88回)
12か月	28,000	33,000	25,000	26,000	14,000	16,000
元が取れる日数 (回数)	70日 (140回)	55日 (110回)約7割引	62.5日 (125回)	44日／65日 (87回)／(130回)	70日 (140回)	80日 (160回)

変更点

・金額の変更

・料金区分を「通学」、「小学生・65歳以上・障がい者」→

「通学・65歳以上」、「小学生・障がい者」に変更

(3)紙製回数券

【現行】100円11枚綴り1,000円、200円11枚綴り2,000円

【改正】いずれも廃止 ※モバイル回数券については引き続き販売

(4)乗継券

【現行】乗り継ぎをする場合、乗り継ぎ先の運賃が100円引き

【改正】廃止

(5)1日乗車券（新設）

・料金設定 ※3回乗車でお得

中学生以上65歳未満 700円、65歳以上 500円、小学生・障がい者 300円

・デマンドバスを含む全線利用可能

・電子チケットのみで、事前購入可能。支払いは契約するチケット販売元の定める決済方法に限る。

・販売箇所はオンライン（JRE MALL チケットサイト等）

・未使用に限り払い戻し可能（1枚あたり手数料110円とする）

・販売主体は小山市。売り上げの振込先については業務委託先とする。

3. 実施時期

令和8年10月1日（木）からの適用開始を予定しております。

4. 対象路線および運行事業者

別添（4 ページ）を参照

5. その他

別添（4 ページ）を参照

別添

運行事業者および対象路線、協議を行う隣接市町一覧

運行事業者	対象路線	その他※
小山合同タクシー株式会社	デマンドバス	結城市
友井タクシー有限公司	羽川線、間々田線、新市民病院線、 デマンドバス	下野市、結城市
株式会社小山中央観光バス	思川駅線、道の駅線、間々田東西線、 ハーヴェストウォーク線、 デマンドバス	結城市
大山タクシー有限公司	高岳線、城東中久喜線、 土塔平成通り線、大谷中央線、 渡良瀬ライン、桑東部絹路線、 デマンドバス	栃木市、 下野市、 結城市
関東自動車株式会社	城南循環線、城南・新市民病院線	

※隣接市町に乗り入れを行っていることから、各市においても協議が必要となります。

小山市地域公共交通会議設置要綱第6条4項にて「会長は、特に必要がある
と認めるときは、交通会議の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くこ
とができる。」とあるため、令和7年度第2回小山市地域公共交通会議運賃協
議会に限り、各市の「担当部局の責任者」および「住民代表」の出席のうえ
で、協議を行います。